

(仕事を探しているみなさんへ)

➤ 会社をやめた・仕事がなくなったみなさんへ ◀

◆このパンフレットには、みなさんにとっても大事なことが書いてありますから、よく読んでください。
みなさんが会社からもらった「離職票-2」の裏面(2ページ目)も読んでください。
わからないときは、家の近くのハローワークで聞いてください。

※お金をもらうとき、マイナンバーカードなどの個人番号がわかる書類が必要です。

① 雇用保険からお金〈求職者給付〉が出ます

あなたが会社をやめたり、仕事がなくなったあと、生活の心配をしないで新しい仕事を探することができるように、雇用保険から求職者給付というお金が出ます。あなたの年齢や、どのくらい長く働いたかなどで、もらえるお金には「基本手当」や「高年齢求職者給付金」や「特例一時金」などがあります。

たとえば「基本手当」は、どうやってもらいますか

今、仕事がありません
すぐに働きたいです

病気、赤ちゃんが生まれる、子どもを育てているなどの理由で、すぐに働けません

②からよく読んで、
受給資格決定の手続きをしてください

4ページの⑩を読んで、
受給期間延長の申し込みをしてください

② だれが手続きできますか

会社をやめたり、仕事がなくなって、新しい仕事を探していますが、まだ仕事が見つからない人です。

③ 下の①～⑪の人は、求職者給付をもらうことができません

求職者給付は、また会社で働いたり、仕事をしたい人だけがもらえます。①～⑪の人はもらえません。でも、もらえる場合もありますから、ハローワークに相談してください。

- ① 家で生活のこと(掃除や洗濯、料理など)だけをする人
- ② 学生の人、学校で勉強している人、勉強だけをする人
- ③ 家で仕事をしていて、他の会社で働いたり、他のところで仕事をしたりすることができない人
- ④ これから自分で会社を始めようとする人
- ⑤ もう、次の会社や仕事が決まっている人
- ⑥ 雇用保険に入れないくらい短い時間だけ、仕事をしたい人
- ⑦ 自分の名前前で会社を経営している人
- ⑧ 今、会社の役員の人と、これから役員になる人
- ⑨ 今、会社で働いている人、仕事がある人
- ⑩ パート、アルバイトの人(一週間に20時間より少なく働いている人は、お金が出る場合もあります)
- ⑪ 同じ会社で、何回も働いたり、やめたりして、このあと、また同じ会社で働くことになっている人



④ 求職者給付をもらうのにどうやって手続きしますか

求職者給付をもらうには、あなたがハローワークへ行って、仕事を探す申し込みなどをしてください（7ページを見てください）。どのハローワークへ行くかは、あなたの住所で決まっています。住んでいる都道府県にある別のハローワークで仕事を探したい人は、相談してください。

手続きに必要なもの

1. 離職票-1 あなたの名前、住所、銀行の名前、口座番号を書いておいてください（例を見てください）。マイナンバーカードの個人番号は、ハローワークに来てから書いてください。

2. 離職票-2

3. マイナンバーカード（マイナンバーカードがない人は、次の①と②を持ってきてください。）

- ① 「通知カード」か、「住民票記載事項証明書」
- ② 「運転免許証」か、「運転経歴証明書」か、国や役所が発行した「身分証明書」・写真がある「資格証明書」

もし、②のどれもない人は、あなたの「保険証」と「児童扶養手当証書」などのオリジナルが必要です。コピーは使えません。

4. あなた（申請する人）の印鑑（認印でもいいです・スタンプ印は使えません）

5. 最近3か月に撮った、あなたの顔の写真2枚

大きさは、たて3.0 cm・よこ2.5 cmです。1枚は、離職票-2の写真の貼るところに貼ってください。

※手続きの際に毎回マイナンバーカードを持ってこられる人は、写真はいりません。

6. あなたの名前で作った、銀行などの通帳「金融機関指定届」に印をもらってある人は、通帳はいりません。

7. 船員だった人は船員保険失業保険証と船員手帳を持ってきてください。

求職者給付等払渡希望金融機関指定届				例
届出者	フリガナ	ロードウ	タロウ	金融機関確認印 ○×銀行 △◇支店
	1 氏名	労働太郎		
2 住所又は居所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2		金融機関コード 9 8 7 6 3 4 5	
フリガナ	○×ギンゴウ	△◇シテン		
3 名称	○×銀行 △◇支店			
4 銀行等	口座番号	1234567	店舗コード	
5 ゆうちょ銀行	記号			

◆船員だった人が、やめたあとで、また船員になって働きたいときは、地方運輸局で仕事を探す申し込みをしてください。

⑤ 求職者給付をもらうのに必要なこと【基本手当の受給資格】

◆あなたが会社をやめた日より前の2年間に、12か月以上保険に入っていたことが必要です。

◆会社が倒産したり、あなたをやめさせたりした場合〈特定受給資格者〉や、あなたと契約を更新しなかったり、ほかに理由がある場合〈特定理由離職者〉は、あなたが会社をやめた日より前の1年間に、6か月以上保険に入っていたことが必要です。
※特定受給資格者や、特定理由離職者については、3ページの⑨を見てください。

★65歳以上の人や、夏や冬などの季節に短い時間だけ働いた人の場合は、あなたが会社をやめた日より前の1年間に、6か月以上保険に入っていたことが必要です。
65歳以上の人〈高齢被保険者〉には、高齢求職者給付金が出ます。夏や冬などに短い時間だけ働いた人〈短期雇用特例被保険者〉には、特例一時金が出ます。

《あなたが持っている離職票は、必ず全部持ってきてください》

⑥ 1日にいくらもらえますか【基本手当日額】

あなたが会社をやめた日より前の6か月の間に、会社があなたに払った給料（賃金）の合計を180で割ります。その50～80%のお金が出ます。「基本手当日額」と言います。右の「だいたい計算の仕方」を見てください。

◆ だいたいの計算の仕方

$$\left(\frac{\text{あなたが会社をやめた日より前の6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (50 \sim 80\%) \times \text{給付率} = \text{基本手当日額}$$

※ 60～64歳の方は45～80%

⑦ 基本手当は、何日分もらえますか【所定給付日数】

◆ 契約が終わった人や自分から会社をやめた人

あなたが保険に入っていた期間	10年より少ない	10年以上で 20年より少ない	20年以上
64歳まで	90日	120日	150日

◆ 障害があって、働くのが難しい人

あなたが保険に入っていた期間	1年より少ない	1年以上
44歳まで	150日	300日
45歳～64歳		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

あなたが保険に入っていた期間	1年より少ない	1年以上で 5年より少ない	5年以上で 10年より少ない	10年以上で 20年より少ない	20年以上
29歳まで	90日	90日	120日	180日	—
30歳～34歳		120日	180日	210日	240日
35歳～44歳		150日		240日	270日
45歳～59歳		180日	240日	270日	330日
60歳～64歳		150日	180日	210日	240日

次の人は、別のお金（一時金）がまとめて出ます。

◆ 65歳以上の人（高年齢被保険者）

あなたが保険に入っていた期間	1年より少ない	1年以上
もらえるお金（高年齢求職者給付金）	30日分	50日分

◆ 夏や冬などに短い時間働いた人（短期雇用特例被保険者）

もらえるお金（特例一時金）	40日分
---------------	------

※あなたが保険に入っていた期間は、やめた会社だけでなく、もっと前に別の会社で働いたときの期間も合わせることができます。あなたが、いつからいつまで保険に入っていたか、ハローワークで聞いてください。

⑧ いつからもらえますか。いつまでもらえますか【待期】【給付制限】【受給期間】

会社をやめた理由	会社が、あなたをやめさせたり、あなたと契約を更新しなかった	あなたが、自分からやめたり、悪いことをして会社にやめさせられた
いつからもらえますか	ハローワークに離職票を出して、仕事を探す申し込みをした日から 8日目	ハローワークに離職票を出して、仕事を探す申し込みをした日から 3か月+8日目
いつまでもらえますか	会社をやめた日の次の日から1年間 1年の間に、⑦で決まった日にちの分だけもらえます。1年たったら、まだもらえるお金が残っていても、もうもらえません。早く手続きをしてください。	

※このお金をもらうために、あなたは4週間に1回、ハローワークに行って失業の認定を受けなければなりません。

★ 65歳以上の人（高年齢被保険者）は、会社をやめた日の次の日から1年が終わるまで、夏や冬などに短い時間だけ働いた人（短期雇用特例被保険者）は、会社をやめた日の次の日から6か月が終わるまでもらえます。

⑨ どんな人が「特定受給資格者」や「特定理由離職者」ですか

◆ 会社が、お金がなくなって倒産したり、あなたにやめろと命令しました。あなたが次の仕事を見つける時間がないのに、あなたは会社をやめなければなりません。あなたは「特定受給資格者」です。会社があなたと契約を更新しなかったり、ほかの理由で、あなたは会社をやめなければなりません。あなたは「特定理由離職者」です。

◆ あなたが、特定受給資格者や特定理由離職者になるかどうかは、ハローワークが決めます。ハローワークは、あなたが会社をやめた理由を、あなたに聞いて、会社にも聞きます。ハローワークは、あなたの意見と、会社の意見を、書類でチェックします。そして、ハローワークがよく考えて、決めます。

「特定受給資格者」と「特定理由離職者」について、わからないことがあったら、ハローワークに聞いてください。厚生労働省のホームページにパンフレットもあります。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

⑩ すぐに働くことができない人はどうしますか【受給期間延長】

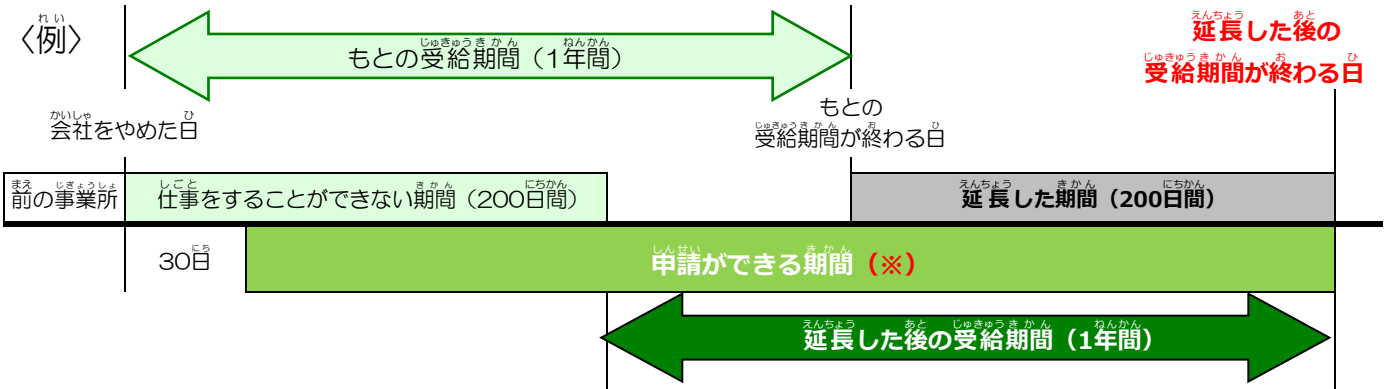
基本手当をもらっている期間に、下の①から④の理由で働くことができない日が30日以上続いたときは、もらえる期間を長くすること〈延長〉ができます。

また、教育訓練給付の受講をしたい人は、訓練を受ける期間を長くすることもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の人も）
- ② 妊娠・出産・育児（3歳までの子どもの世話）などで働くことができない（不妊治療中の人も）
- ③ 家族などの世話をする〈介護〉のために働くことができない
- ④ 60歳以上の定年などで仕事をやめて、少しの期間休む（船員だった人は年齢が違います）

申請の手続き

延長する理由	病気やけが、妊娠、出産、家族などの介護 など	60歳以上の定年 など
いつまでに申請しますか	働くことができなくなった日の次の日から30日たった後、なるべく早く申請してください 延長した後の受給期間〈お金がもらえる期間〉が終わる日までは申請することができます	会社をやめた次の日から2か月以内
いつまで延長できますか	(もとの受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(もとの受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
必要な書類	受給期間延長申請書、離職票一2、申請する人の印鑑（認印でもいいです・スタンプ印は使えません） 延長する理由が分かる書類〈証明書〉	
どうやって提出しますか	申請する本人がハローワークに行く、郵便で送る、本人ではない人が申請するときは委任状が必要	申請する本人がハローワークに行く
どこに提出しますか	住んでいる所にあるハローワーク（受給資格が決まった後は、その決定をしたハローワーク）	



※ 申請ができる期間中でも、申請が遅いと、基本手当がもらえる期間の全部のお金がもらえないことがあります。

★ 高年齢求職者給付金、特例一時金は、受給期限（お金がもらえる期限）を長くすることはできません。

⑪ 年金と基本手当はいっしょにもらうことができません【併給調整】

老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は、同じ期間に受け取ることはできません。基本手当を受給するために仕事を探す〈求職〉の申込みをすると、基本手当の受給が終わるまでの期間は、老齢厚生年金・退職共済年金はもらうことができません。

くわしく知りたいときは、あなたの家の近くにある日本年金機構の各年金事務所に確認してください。

⑫ 国民健康保険料(税)が少なくなる制度があります

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける人には、申請すれば国民健康保険料(税)が少なくなります。（高年齢受給資格者・特例受給資格者は申請できません）

くわしく知りたいときは、あなたの家の近くにある国民健康保険担当に確認してください。

⑬ お金をもらう<受給>手続きの流れ

① 会社をやめた、仕事がなくなった<離職>

② 求職申込みと受給資格の決定

仕事を探す申し込みをします。手続きをする本人が必要な書類を持って、ハローワークに来てください。ハローワークは、あなたが出した書類などを見て、あなたにお金を払うかどうか、決めます。

③ 雇用保険説明会

受給資格者証<お金をもらうための情報>が書いてある書類などを渡します。お金をもらうための手続きや、新しい仕事を探す<求職活動>について説明します。
※④のあとになる場合もあります。

④ 待期満了

受給資格決定日<お金がもらえることが決まった日>から7日間、待ちます<待期期間>。待機期間は、お金はもらえません。

給付制限

自分から会社や仕事をやめた人など、給付に制限がある人は、④が終わった次の日からさらに3か月（2か月）の間、基本手当のお金がもらえません<給付制限>。

⑤ 失業の認定

4週間に1回、「認定日」があります。その日にハローワークに来て、「失業認定申告書」を出してください。ハローワークは、あなたが仕事をしていないか、新しい仕事を探しているか、チェックして、失業の認定（お金が払えるか確認）をします。

⑥ 基本手当の支払い

もらえることが決まった日数分の基本手当のお金は、あなたの普通預金の口座に振り込みます。（お金が入るまでの期間は、どの銀行・郵便局などかによって変わります。1週間ぐらいかかります。）

4週間に1回、あなたの「認定日」にハローワークへ来ててください

職業相談を利用してください
認定日ではない日も、ハローワークで仕事の情報を見たり、仕事の相談ができます。少しでも早く、新しい仕事が見つかるように、ハローワークが手伝います。

就職

新しい仕事が決まったときは、再就職手当・就業促進定着手当・就業手当・常用就職支度手当・高齢再就職給付金などの申し込みができる場合があります。

⑦ 支給終了

お金をもらえる期間が終わっても、ハローワークで仕事の相談ができます。いつでも来てください。

14 早いうちに仕事が決まった<再就職>した人がもらえるお金

ハローワークに求職の申し込み(離職票をハローワークに提出する)をして、待期間が終わった後、早いうちに安定した職業への就職(※)が決まった人は、再就職手当がもらえます。就職した日の前の日までの失業の認定を受けている人で、基本手当をもらっている期間中の残っている日数<支給残日数>が、はじめに決まっていた日数<所定給付日数>の3分の1以上[3分の2以上]ある場合は、支給残日数の6割[7割]の日数に基本手当日額を掛けた額がもらえます。再就職手当をもらうには、いろいろな条件があります。

※ 雇用保険に加入する雇用の場合や、あなたが事業主として雇用保険に加入する人を雇う場合など。

就業促進定着手当は、再就職手当をもらった人が、その職場で6か月以上続けて働いて、その間に会社からもらったお金<賃金>が、仕事をやめる前の賃金より少ない場合にももらうことができます。

就業手当は、失業手当がもらえる日数が3分の1以上45日以上残っていて、1年以上の契約ではない雇用で就職した場合に、働いた日の1日につき基本手当日額の3割をもらうことができます。

就業促進定着手当も就業手当も、年齢によって基本手当日額の上限が決まっています。

会社をやめた理由によって給付の制限がある人は、待期間が終わった後の1か月間は、ハローワークが職業紹介事業者の紹介で就職した場合にだけ、再就職手当・就業手当がもらえます。

ほかにも「常用就職支度手当」があります。
もらえる条件など、くわしく知りたい人は、ハローワークに確認してください。

60歳以降に再就職した人がもらえるお金

条件に合う60歳から64歳まで(※)の雇用保険に入っている人に、高齢雇用継続給付を支給します。

※船員は生年月日(誕生日)によって、55歳から59歳までになることもあります。

高齢雇用継続給付には、高齢雇用継続基本給付金と高齢再就職給付金の2つあります。

高齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当など(再就職手当などの基本手当を支給したと判断する給付も含む)をもらわないで再就職した人がもらえるお金です。60歳の誕生日から各月の賃金が60歳の誕生日までの賃金と比べて75%未満のときにもらえます(もらえる額は、各月の賃金の15%までで、賃金がどのくらい少なくなったかに合わせて決まります)。

高齢再就職給付金は、会社をやめた後に基本手当をもらっている60歳から64歳までの人が、支給日数が100日以上残っている状態で再就職(1年以上の雇用が期待できる就職)し、その後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満のときにもらえます(もらえる額は、各月の賃金の15%までで、賃金がどのくらい少なくなったかに合わせて決まります)。再就職手当(14)といっしょにもらうことはできません。

再就職は、自分のことをよく知ることから始まります。

ハローワークでは、あなたのこれまでの仕事や経験、これからやりたい仕事のことを聞きます。仕事の相談、あなたが知りたい仕事の情報、応募書類を作るアドバイス、仕事を紹介するなど、いろいろなサービスがあります。

再就職するために

ハローワークに

相談してください!!

仕事を探す〈求職〉申込み手続きの方法

全国のハローワークでできます。

ただし、雇用保険受給手続きなどは、今住んでいるところのハローワークでしてください。

～ 2020年1月6日から 方法が変わりました ～

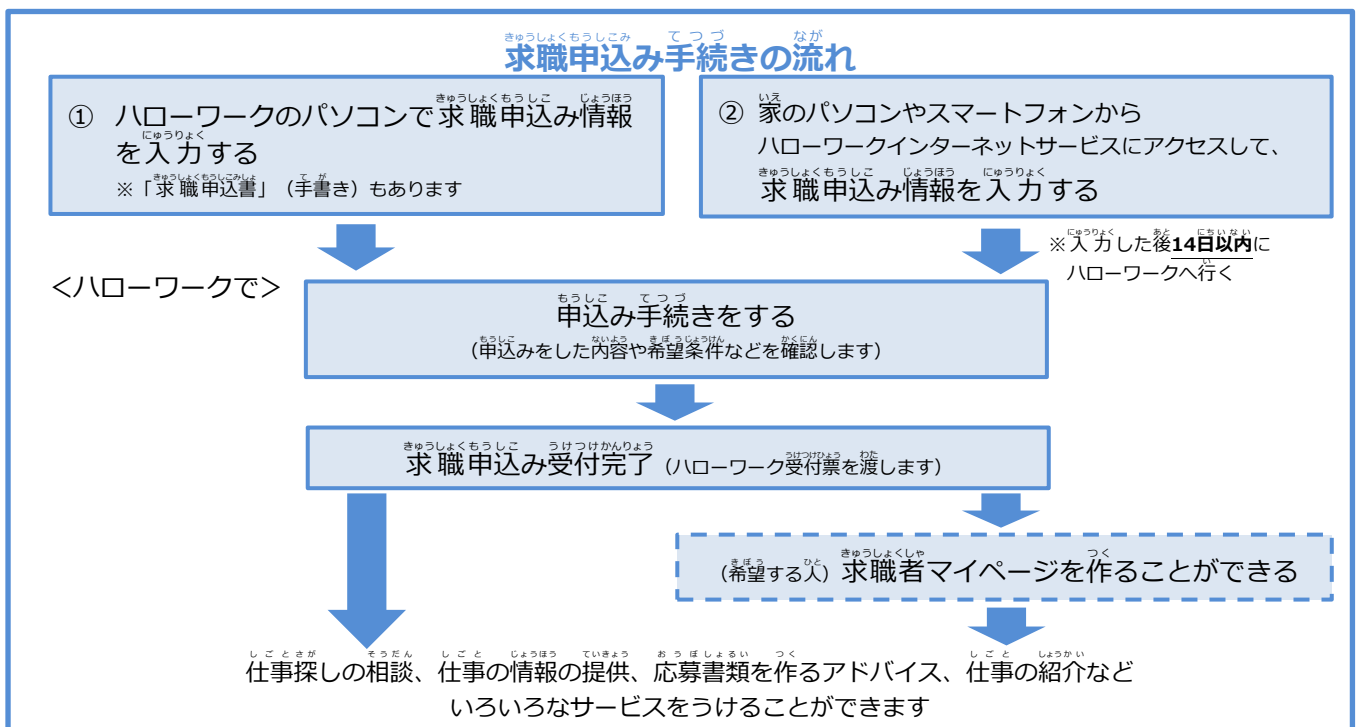
方法①：ハローワークの建物の中にあるパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報（あなたの名前や働きたい条件など）を入力した後に、窓口で手続きをする。

※ 求職申込書（手書き）もあります。

方法②：あなたの家にあるパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスして、求職申込み情報（あなたの名前や働きたい条件など）を入力してから、ハローワークに行き手続きをする。

※ 入力（仮登録）した後14日以内（期限日がハローワークが休みの日の場合はその前の日まで）にハローワークに来てください。

※ ハローワークに来る前に、あなたの家などで仮登録しておく、ハローワークに来たときの手続きが便利です。



求職者マイページ (2020年1月6日から)

ハローワークインターネットサービスに「求職者マイページ」を作ると、家のパソコンやタブレット、スマートフォンでもハローワークのサービスが使えます。「求職者マイページ」を作りたい人は、ハローワークの窓口でできます。

- 仕事の情報を探したり、あなたが気になる仕事の情報を保存することができます。
- ハローワークで紹介した仕事の内容やあなたが応募した記録を確認することができます。
- メッセージ機能を使うと、あなたが応募した会社の担当者とやりとりできます。ハローワークからお知らせを送ることもあります。

- ・求職者マイページは、ハローワークやハローワークインターネットサービスを使って仕事を探したい人だけが使えます。
- ・「求職者マイページ」を作るには、ハローワークへの求職登録が必要です。就職したり有効期間が終わったときは、利用できないサービスがあります。
- ・マイページを作るには、メールアドレス（パソコン、スマートフォンなど）が必要です。ハローワークの窓口で登録してください。使うときのルール（規約）とプライバシーポリシーに同意する必要があります。

とあき いちらん 問い合わせ先一覧

いえ ちか
家の近くのハローワークはこちらで探すことができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>



つうやく
通訳がいるハローワークはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



ろうどうじょうけん そうだん
労働条件について相談したいとき

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner_eng.html

